

保育園としての評価

法人名：社会福祉法人おひさま福祉会

園名：おひさま保育園

所在地：南城市大里字稻嶺 2770-2

電話番号：098-943-4552

実地調査日：R 5 年 6 月 20 日

評価：4. 期待を超える・上回る

2. 一部不足・出来ていないところがある

3. 期待される水準を満たしている

1. 努力が必要・不足している

評価基準	評価結果
I. 子どもの発達援助	
1 発達援助の基本	3
(1)保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	2
(2)指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	3
(3)一人一人の子ども発達状況に配慮した指導計画となっている。	3
(4)一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関する全職員に周知されている。	3
(5)一人一人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議を定期かつ必要に応じて開催している。	4
2 健康管理・食事	
(6)登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。	4
(7)健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映している。	4
(8)感染症への対応については、マニュアルがあり、発生に際しては、その状況を必要に応じて保護者に連絡している。	4
(9)専門医から指示があった場合において、アレルギー疾患を持つ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。	4
(10)日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じて、子どもの喫食状況を保護者に知らせている。	3
(11)食事を楽しむ工夫をしている。	3
ア 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。	3
イ 食器の材質や形などに配慮している。	3
ウ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	4
エ 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。	4
オ 子どもが落ち着いて食事をとれる、楽しめるように工夫している。	3
カ 時には戸外で食べるなどの工夫がある。	3
キ おやつは、手作りを心がけている。	3
ク 旬のものや、季節感のあるものを多く取り入れている。	3
ケ 嗜好調査や喫食状況に基づき食事内容を改善している。	3
コ 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。	3
サ 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。	3

シ 調理作業をしている場面を子どもたちがみたり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。	3
3 保育環境	3
(12)子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
ア 採光に配慮している。	4
イ 換気に配慮している。	4
ウ 各部屋に温湿度計などがあり、温度・湿度に配慮している。	4
エ 手洗い場、トイレは、保育中も時おり清掃し、不快なにおいがないようにしている。	4
オ 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。	4
カ 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。	4
(13)生活の場に相応しい環境とする取組みを行っている。	4
ア 子どもが不安になったりした時にいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。	4
イ 一人一人の子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。	4
ウ 眠くなった時に安心して眠ることができる空間が確保されている。	4
エ 食事のための空間が確保されている。	4
オ 季節にあわせてインテリアが工夫されている。	4
カ 配色に配慮した保育室となっている。	4
キ 音楽や保育者の声など、音に配慮している。	4
ク 屋外での活動の場が確保されている。	4
4 保育内容	3
(14)子ども一人一人への理解を深め 受容しようと努めている。	
ア 子どもに分かりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。	3
イ 「早くしなさい」とせかす言葉や「ダメ」「いけません」など制止することばを必要に用いないようにしている。	4
ウ 子どもの質問に対して「待ってて」「あとで」などと言わずに、なるべくその場で対応している。	4
エ 「できない」「やって」などと言ってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。	4
オ 登園時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。	4
カ 「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	4
(15)基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子どもの状況に応じて対応している	3
ア トイレに行くことをせかしたり 一斉に強制したりせずに一人一人のリズムに合わせるようにしている。	4
イ おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。	4
ウ 衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやりたいという子どもの気持ちを大切にしている。	4

エ 子どもが自分で着脱しやすいように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫がみられる。	4
オ 休息時には、子守歌を歌ったり、背中を軽くたたくなど、安心して心地よい眠りにつけるように配慮している。	4
カ 休息時間以外でも、一人一人の状況に応じて眠ったり、身体を休ませたりしている。	4
キ 休息時間に、眠くない子どもへの配慮をしている。	3
(16)子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	3
ア 子どもの発達段階に即した玩具や遊具が用意されている。	3
イ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。	4
ウ 好きな遊びができるコーナーが用意されている。	4
エ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。	3
(17)身近な自然や社会と関わるような取組みがされている。	3
ア 子どもが動植物に接する機会をつくっている。	4
イ 園庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を活用している。	3
ウ 散歩などで地域の人たちに接する機会をつくっている。	4
エ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。	2
(18)さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	2
ア 子どもが自由に歌ったり、踊ったりする場面がみられる。	4
イ さまざまな楽器を楽しめるようになっている。	2
ウ クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材を子どもたちが自分で使えるように用意されている。	4
エ 子どもの作品が、保育に活かされたり、工夫して飾られたりするなど、大切に扱われている。	4
オ 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。	4
カ 絵本の読みきかせや紙芝居などを積極的に取り入れている。	4
(19)遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。	4
ア 子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをしている。	4
イ けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決できるように援助している。	3
ウ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。	3
エ 日常生活における役割分担などが工夫して取り入れられている。	3
オ 異年齢の子どもの交流が行われている。	4
(20)子どもの人権に十分配慮するとともに 文化の違いを認め互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	3
ア 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができ、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。	3
イ 一人一人の子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てるよう努めている。	2
ウ 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みを行っている。	3
エ 子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加している。	2

(21)性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	3
ア「男の子だからめそめそするな」などと、子どもの態度について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。	3
イ「それは女の子の色」などと、子どもの服装について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。	3
ウそれは女の子の遊び などと 子どもの遊び方について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。	3
エ「男の子だから家事をすることはない」などと、育児、家事、介護などについて、性差への先入観による固定的な対応をしていない。	3
オ「それは男の子の仕事」などと、職業について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。	3
(22)乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	3
ア授乳は、子どもが欲しがる時に、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。	4
イ離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人一人の 子どもの状況に配慮して行っている。	4
ウ おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、キンシップをとりながら行っている。	4
エ 一人一人の生活リズムに合わせて睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されている。	4
オ 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。	4
カ 哺語には、ゆったりとやさしく応えている。	4
キ 顔を見合ってあやしたり、乳児とのやりとりや触れ合い遊びを行っている。	4
ク たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。	4
ケ 寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている。	3
コ 特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。	3
(23)長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	3
ア 家庭的な雰囲気が感じられる。	3
イ 好きなことをくつろげる空間や遊具がある。	3
ウ 長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供されている。	4
エ 一人一人の子どもの要求に応えて、抱いたり、声をかけるなど、ゆったりと接している。	4
オ 異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。	4
カ 子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っているか。	4
(24)障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	2
ア パリアフリーの配慮がみられる。	4
イ 障害のない子どもの、障害児への関わりに対して配慮している。	2
ウ 障害児の特性に合わせた園での生活の仕方の計画が立てられている。	3
エ 障害児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。	3
オ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。	3
カ 医療機関や専門機関から相談や助言を必要に応じて受けられる。	3

キ 保護者に、障害児に関する適切な情報を伝えるための取組みを行っている。	2
II.子育て支援	
1 入所児童の保護者の育児支援	2
(1)一人一人の保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	
(2)家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	3
(3)子どもの発達や育児などについて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	3
(4)虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報をもとに速やかに対処している。	4
(5)虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	4
2 多様な保育ニーズへの対応	2
(6)地域の保育ニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映している。	
III.地域の住民や関係機関等との連携	
1 地域の住民や関係機関・団体との連携	3
(1)保育所の役割を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを職員が共有している	
(2)子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。	4
(1)育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。	4
(2)小学校との間で、小学生と園児とが互いに行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの機会がある。	3
(5)民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。	3
(6)近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。	3
(7)中高生などの保育体験を受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解されている。	3
2 実習・ボランティア	
(8)実習生を受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。	3
(9)ボランティアを受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。	3
IV.運営管理	
1 基本方針	3
(1)保育所の保育理念及び基本方針が明文化されている。	
(2)保育理念や基本方針を職員、保護者、関係者に周知するための取組みを行っている。	2
2 組織運営	2
(3)保育の質の向上や改善のための取組みを、職員参加により行っている。	
(4)保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。	3
(5)職員の研修ニーズを把握し、職員に適切な研修機会を確保している。	3
3 守秘義務の遵守	4
(6)守秘義務の遵守を周知している。	

4 情報提供・保護者の意見の反映		4
(7)情報提供に当たって、わかりやすく伝える工夫や配慮を行っている。		4
ア 園だより、クラスだより等を園児の保護者以外にも配布している。		4
イ パンフレットや要覧等を保護者以外にも配布している。		4
ウ 園外向けの掲示板やポスター等で、園の様子や行事などについて、地域の人見てもらえるようにしている。		4
エ ホームページや情報誌など誰もが安易に入手できる形態の広報媒体がある。		4
オ 園の運営状況等についての情報を求めるに応じて公開できるようにしている。		4
(8)保育の実施に当たり、保護者から意見を聞くための取り組みを行い、その意向に配慮している。		4
5 安全・衛生管理		4
(9)事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。		4
(10)事故防止のための具体的な取り組みを行っている。		4
(11)調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。		4
令和4年度は、コロナの影響により、行事の制限があったが、安全と衛生面に特に配慮するとともに、感染対策を講じながら保育活動を工夫し取り組んだ。 保護者支援については、家庭の状況や育児などについて保護者と共通理解を深めることができた。 子育て支援については、個別面接が一部でしか実施することができなかつた。 保育の質の向上、改善等にも、重点を置いて今後も取り組んでいく。		